

令和6年度・第20回農業委員会総会議事録

開催日 令和6年11月26日（火） 13:00～16:00

開催場所 S S プラザ川内 301～303 会議室

出席委員（16名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義巳
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員（0名）

欠席委員（3名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（18名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	（欠員）
27	鶴屋 賢子	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員（2名）

事務局出席者 平局長・西代理・梶原主幹・長沼G員・田上G員・松下G員・
富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長） _____ ⑩

議事録署名者 _____ 1 番 ⑩

_____ 3 番 ⑩

議事録作成者 _____ 局長代理 ⑩

令和6年度 第20回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

- 報告第60号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第61号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第62号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第63号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議 事

- 議案第212号 農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について
- 議案第213号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）
- 議案第214号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第215号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第216号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第217号 非農地証明願承認について
- 議案第218号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第219号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第220号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について
- 議案第221号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について
- 議案第222号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について
- 議案第223号 薩摩川内市土地開発公社の理事の推薦について

7 その他

- (1) 12月総会の日程について
- (2) その他

【開始 13：00】

会 長 皆さんお疲れ様です。また雨になって、私が出てくるときもすごい雨で、車に乗れるかなというぐらいでしたが、今から回復するというので、また明日からまた冬の寒さになるということで、また体には十分注意していただきたいと思います。

私としましては、11月5日の常設委員に出席しまして、16の市町村からの提言がございまして4条が4件、5条が28件という、今月にしてはちょっと少なかったかなぐらいですが、その日もまたいろんな話題も出ておりましたので、審議したところでございます。

そしてまた8日の日に、県各市の農業委員会の連絡協議会がございまして、事務局長と私と行き、各市の話題提供をしまして、また農政課のほうからもまた、意見を述べられたところでございます。

次の日がまた颯娃町の農家と、そしてまた南薩の土地改良区の研修をしたところでございます。

そしてまた14日に農業委員会だよりの編集委員会、そしてまたその日に、農業者等と農業委員会との意見交換会に係る事前打合せをしたところであります。

そしてまた17日には、産業祭&JAフェスタがございまして、大盛況で肉の販売の行列ができて、大変うれしく思っているところでございました。

また、22日は農業者等と農業委員会との意見交換会に出席しまして、たくさんの農業者の方に来ていただき色々な意見の問題解決をしていただき、農政課、市長に提言できるかと意気込んでおります。

そしてまた今日は農業委員会の総会ということでたくさんの方に出席頂きまして本当にありがとうございます。

今からまだまだ寒くなりますので体には十分気をつけて、またコロナもまだ流行ってきているかと思っていますので、十分気をつけてください。本日は本当にお疲れ様です。

議 長 ただ今から、第20回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 委員の出席状況について、報告いたします。

定数19名、現在員数19名、出席委員16名、欠席委員は3名で、2番：谷山隆信委員、6番：小城義己委員、13番永留智史委員であり欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は18名です。

欠席委員は2名で、27番：鶴屋賢了委員、38番：古川梓委員であり、欠席届が提出されております。

以上で報告を終わります。

議長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の1ページをご覧ください。

10月5日に常設審議委員会と情報事業意見交換会がマリNPレスかごしまで開催され、会長が出席しております。

7日から8日にかけて県各市農業委員会連絡協議会が南九州市で開催され、会長、事務局長が出席されております。

9日が、わかあゆ子供の園のさつまいもの収穫体験ということで、城上町で開催しております。川内川北地域の委員、事務局職員が出席しております。

8日と11日が定例の現地調査です。

次に、14日に農業委員会だより編集委員会、農業者等と農業委員会との意見交換会に係る事前打合せ、第19回運営委員会が502会議室で開催され、それぞれ各委員が出席しております。

16日が、チューリップ園のさつまいもの収穫体験ということで、城上町で開催でしたが、雨のため中止になりました。

17日が産業祭&JAフェスタが薩摩川内市総合運動公園で開催され、会長以下各委員及び事務局職員が出席しております。

20日から21日にかけて、九州沖縄ブロック農業委員会女性研修会が佐賀市で開催され、薬師寺委員、新屋委員、早崎委員、梶原主幹が出席されております。

22日が農業者等と農業委員会との意見交換会が本庁舎603・604会議室で開催され、会長以下各委員及び事務局職員が出席しております。

なお、意見交換会においては、新規認定就農者の7名出席いただきまして、初めに分散会、その後、全体会で集約となりました。

園芸・果樹部門は、地球温暖化による気候変動が進む中、基盤整備を進めて欲しい、専門の指導員をお願いしたい、認定農業者の基準が分かりづらい、販路先の確保等でした。

花卉・養蚕・工芸部門は、若手・短時間労働の確保が難しい、燃料費のコストがかかりすぎる、安定した販路を望んでおり、販路の指導をして欲しい等でした。

畜産部門は、資材・燃料等が高くなっており、助成をして欲しい等でした。

規模拡大したいが、牛舎を拡大すると、人手が足りない。有害鳥獣の被害が発生しているとのことでした。

普通作部門は、農道が狭く、基盤整備を望んでいる。農地が集約しにくくなっている。指導者が不足している。後継者不足や水路の確保や水利権等の問題が出ました。

以上、様々な活発な討議がありまして、実に貴重な意見等の集約ができました。

これらの意見等につきましては、市長部局に意見書として、提出いたします。

そして、本日第20回農業委員会総会、SSプラザ川内で開催となっております。

以上、説明を終わります。

議長 次に、薬師寺委員から九州沖縄ブロック農業委員会女性研修会について、ご報告をお願いいたします。

薬師寺委員 3番薬師寺が11月20日から21日、令和6年度九州沖縄ブロック農業委員会研修会に新屋委員、早崎推進委員、事務局、梶原職員、薬師寺4人が参加しましたので報告いたします。

今年は佐賀県が当番県でした。

福岡県61名、長崎県37名、熊本県58名、大分県15名、宮崎県43名、鹿児島県44名、沖縄県19名、佐賀県43名、来賓、農業会議所の方々合わせた40名のもと、グループワークがあり、自己紹介と情報共有をしてテーマで活動を広め、計画について、準備委員の登用について、それぞれの委員さんの意見を聞いて、感心した意見交換会でした。

講演では、女性協議会会長横田知さんの農業委員会活動のための研修、心の元気、行政活動、地域活性化のために、レクレーション協会会長森由美さんの話や情報報告と情報交換会と研修いたしました。来年の開催日は長崎県です。

以上です。

議 長 主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございますか。

委 員 (なしの声あり)

議 長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員 (はいの声あり)

議 長 ご異議ございませんので、
1 番：中原 良治 委員
2 番：谷山 隆信 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第 5 の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第 60 号「農地形質変更届の専決処分について」
を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第 60 号を説明いたします。資料は 2 ページをご覧ください。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号 4 番から 7 番の 4 件です。登記地目 田
6 筆 7, 774 m²の届出がありました。
内容といたしましては、いずれも、盛土し、田を畑とし、農地
有効利用を図るための届出です。
従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると
認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴
う周辺農地等への被害防止対策実施要領 3 の規定により、処理い
たしましたので報告いたします。
以上で、報告第 60 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第 60 号の説明が終わりました。これ
につきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第 60 号を終ります。
次に、報告第 61 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約

通知について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第61号を説明いたします。資料は3ページから4ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号77番から83番までの7件で、登記地目 田8筆11,069㎡、畑4筆4,830㎡、合計12筆15,899㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は、受理番号79番と80番です。

薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第61号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第61号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第61号を終わります。

次は報告第62号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西 代理 報告第62号を説明いたします。資料は5ページから6ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号76番から84番までの9件で、登記地目 田6筆4,491㎡、畑6筆4,089㎡、合計12筆8,580㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第62号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第62号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

質疑がありませんので、報告第 6 2 号を終わります。

次は報告第 6 3 号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西代理

報告第 6 3 号を説明いたします。資料は 7 ページをご覧ください。

今月は、受理番号 4 番、5 番の 2 件で、登記地目は田 3 筆 1, 1 6 8 m²の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

許可年月日、転用目的については、備考欄をご参照ください。

転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

なお、現地確認については、4 番を中原委員、5 番を永留委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。

以上で、報告第 6 3 号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局より報告第 6 3 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

質疑がありませんので、報告第 6 3 号を終わります。

それでは会次第 6 の議事に入ります。

まず、議案第 2 1 2 号「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の意見決定について」と議案第 2 1 3 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」は、関連がありますので、一括議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

議案第 2 1 2 号及び議案第 2 1 3 号を説明いたします。資料は 8 ページから 9 ページをご覧ください。議案第 2 1 2 号 3 番の事

業計画変更申請及び議案第213号3番の農地法第4条転用申請がありました。

内容といたしましては、令和2年10月15日付指令農振第5-472号で「事務所及び駐車場」で農地法第5条転用売許可を受けていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、事務所移設建設は断念しましたが、取り扱う品が増加しており、駐車場の確保は急務だったため、駐車場のみの造成工事を完了しており、登記地目の変更について、事務局に相談があり、本事業計画変更が必要であることを説明し、申請者より提出されたものです。

なお、当初の面積から変更されているものではありません。

また、所有権移転も完了していることから、事業計画変更に伴う農地転用許可申請は、農地法第4条となり、施工済のため、始末書が添付されています。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第212号3番及び議案第213号3番に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中川委員 29番、中川が、関連があります議案第212号3番及び議案第213号3番を報告します。

去る、11月11日、中川推進委員と事務局 梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図5ページ、調査表5ページをご覧ください。

事務局からの説明のとおり、事務所と駐車場から駐車場へ農地転用に事業計画変更をするものです。

現況は、駐車場として整備されていました。

新型コロナウイルス感染症拡大により、事務所移転建設はできなかったものの、取り扱う品の増加で駐車場の確保が必要であったため、駐車場のみの整備となったものです。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず、事業計画の承認できるものと判断しました。

また、農地法第4条申請も農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

全 委 員 (挙 手)

梶原主幹 議案第２１４号を説明いたします。資料は１０ページから１４ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 6 2 番から 7 2 番までの 1 1 件で、登記地目 田 6 筆 3, 0 0 4 m²、畑 7 筆 2, 1 9 4 m²、合計 1 3 筆 5, 1 9 8 m²の申請がありました。内容を説明いたします。

62番は、資材置場の申請で、一部施工済のため、始末書が添付されています。また、第3者の土地を通るため、通行承諾書も添付されています。

63番は、一般住宅と通路、64番から68番は、一般住宅の
目的で申請されています。

63番は、一般住宅500m²を超過しているため、転用面積6

17 m²から通路面積68.64 m²と法面保護面積25.20 m²及び緩衝地面積23.95 m²と差し引くと有効面積499.21 m²となる地籍超過理由書が添付されています。

66番は、宅地 251.87 m²と一体利用で総面積404.87 m²となります。

67番は、一般住宅500 m²を超過しているため、転用面積562 m²から高架下面積21.75 m²と通路面積55.35 m²と差し引くと有効面積484.90 m²となる地籍超過理由書が添付されています。

68番は、議案第218号70番の農地取得と同時申請です。

69番は、駐車場16台、70番及び72番、宅地分譲1区画、71番は、共同住宅1棟と駐車場20台の目的です。

70番は、5810番1 宅地 134.90 m²と一体利用で総面積388.90 m²となります。

以上11件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第214号の説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 62番から63番を報告いたします。

1番、中原が62番及び63番を報告します。

11月11日、鶴屋推進委員と事務局 長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

62番ですが、位置図6ページ、調査表6ページをご覧ください。
申請地の現況は、造成されており、宅地化しておりました。そのため、始末書が添付されています。転用目的は、資材置場での申請です。

また、この申請地に進入するためには、私有地を通る必要があるため、通行承諾書が添付されています。

次に63番ですが、位置図7ページ、調査表7ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。一般住宅・通路の目的での申請です。

一般住宅の基準である、500 m²を超過しているため、地積超過理由書が添付されています。隣接地に田があるため、法面保護及び緩衝地を設け、また、申請地に進入するための通路が必要であり、

宅地として利用できないため、地積超過理由として、妥当と判断しました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

中川委員

29番、中川が64番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図8ページ、調査表8ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていきました。一般住宅の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

中原委員

1番、中原が65番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図9ページ、調査表9ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていきました。一般住宅の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

木場委員

7番、木場が66番を報告します。

11月8日、鬼塚推進委員と事務局 梶原・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図10ページ、調査表10ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておりました。一般住宅の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

小園委員 16番、小園が67番を報告します。

11月8日、古川推進委員と事務局 長沼・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図11ページ、調査表11ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。一般住宅の目的での申請です。

一般住宅の基準である、500㎡を超過しているため、地積超過理由書が添付されています。高架線下及び通路が、宅地として利用できないため、地積超過理由として、妥当と判断しました。

また、隣接の私有地にある溜枡に排水設備を接続するため、排水承諾書が添付されております。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

中原委員 68番から70番を報告いたします。

1番、中原が68番から70番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

68番ですが、位置図12ページ、調査表12ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。一般住宅の目的での申請です。

69番ですが、位置図13ページ、調査表13ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。駐車場の目的での申請です。

70番ですが、位置図14ページ、調査表14ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。宅地分譲の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

中川委員 29番、中川が71番と72番を続けて報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

申請地の現況は、畑で耕作されておりませんでした。太陽光発電施設及び太陽光発電施設整備のために仮設道路（一時転用）の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第２１５号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。議案第215号は原案のとおり承認され

ましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第216号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第216号は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第217号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第217号を説明いたします。資料は17ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、31番から34番の4件で、登記地目 田1筆493㎡ 畑5筆5,724㎡、合計6筆6,217㎡の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、備考欄の記載の年から耕作しておらず、原野化しています。

従って、非農地証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第2条第1項に規定する農地ではないことを証明する当該証明願が提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第217号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

田中委員 31番から33番を報告いたします。

31番、田中が31番～33番を報告します。

去る、11月11日 小城委員と事務局 西・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

31番ですが、位置図17ページ、調査表19ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成3年頃から耕作しておらず、山林化して

32 番ですが、位置図 17 ページ、調査表 20 ページをご覧ください。

33番は、位置図18ページ、調査表21ページをご覧ください。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

議 長 ないようですので、採決いたします。

全 委 員 (挙 手)

次は、議案第２１８号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

今月の申請は、受理番号 70 番から 78 番の 9 件で、田 3 筆 1, 991 m²、畑 8 筆 3, 127 m²、合計 11 筆 5, 118 m²の申請がありました。

70番から73番、76番から78番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。また、70番は、議案第214号68番と同時申請です。76番の9101番3は、耕作用通路とするため、所有者と持分2分の1の所有権移転です。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるもの
ではありません。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第２１８号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。議案第 218 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第 2 1 9 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 2 1 9 号を説明いたします。資料は 2 0 ページから 2 1 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 7 9 番から 8 2 番の 4 件で、登記地目 田 1 筆 1, 1 5 2 m² 畑 8 筆 4, 3 1 5 m² 合計 9 筆 5, 4 6 7 m²の申請がありました。

申請理由といたしましては、知人間の贈与によるものです。

7 9 番と 8 1 番は、新規営農のため、営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第 2 1 9 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 7 9 番を報告いたします。

田中委員 8 0 番と 8 1 番を報告いたします。

木場委員 8 2 番を報告いたします。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案 2 1 9 号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。

議案第 219 号につきまして、原案のとおり許可いたします。

次は、議案第 220 号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 220 号を説明いたします。資料は 22 ページから 23 ページをご覧ください。

今月の申請は、田 2, 602 m²、畑 1, 155 m²、合計 3, 757 m²の申請がありました。

利用権設定 2 件中、認定農業者等に係わる分は 1 件です。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 220 号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。

議案第 220 号につきまして、原案のとおり意見決定いたします。

議案第 220 号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第 221 号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見につい

て審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第２２１号を説明いたします。資料は２４ページから２６ページをご覧ください。

今月の申請は、田１０，１８４㎡、畑１，２２３㎡、合計１１，４０７㎡の申請がありました。

中間管理権設定６件中、認定農業者等に係る分は６件です。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法等の一部改正がありましたが、地域計画を計画するまでは、改正前の農業経営基盤強化促進法第２１条第１項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記をすることができます。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 議案第２２１号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第２２１号につきまして、原案のとおり意見決定されました。

議案第２２１号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第２２２号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意

見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号353番から354番、356番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第222号を説明いたします。資料は27ページから37ページをご覧ください。

今月の申請は、田111, 258㎡、畑9, 771㎡、合計121, 029㎡の申請がありました。

中間管理権設定58件中、認定農業者等に係る分は34件です。議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号323番から352番、355番、357番から380番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第222号受理番号323番から352番、355番、357番から380番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

次に、議案第222号、受理番号353番から354番に係る議事参与案件について審議に入ります。

谷山委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

谷山委員 (退席・退室)

議 長 議案第 2 2 2 号、受理番号 3 5 3 番から 3 5 4 番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」を受ける議案第 2 2 2 号受理番号 3 5 3 番から 3 5 4 番に係る利用権の設定を受ける者が、当委員会農業委員の谷山委員ですので、内容説明いたします。資料は、3 3 ページ中段をご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。
議案第 2 2 2 号受理番号 3 5 3 番から 3 5 4 番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 2 2 2 号受理番号 3 5 3 番から 3 5 4 番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。
谷山委員の入室をお願いします。

谷山委員 (入室・着席)

議 長 次に、議案第 2 2 2 号、受理番号 3 5 6 番に係る議事参与案件について審議に入ります。
ここで、議長を下茂会長代理と交替いたします。

下茂代理 別府委員は農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」を受けますので、ここで退席をお願いします。

別府委員

(退席・退室)

議 長 議案第２２２号、受理番号３５６番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原Ｇ長 農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受ける議案第２２２号受理番号３５６番に係る利用権の設定を受ける者が、当委員会農業委員の別府会長のご子息ですので、内容説明いたします。資料は３３ページ下段をご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第２２２号受理番号３５６番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第２２２号受理番号３５６番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

別府委員の入室をお願いします。

別府委員

(入室・着席)

下茂代理 ここで、議長を別府会長に戻します。

議 長 それでは、議案第２２２号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第２２３号「薩摩川内市土地開発公社の理事の推薦に

ついて」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第２２３号「薩摩川内市土地開発公社の理事の推薦について」を説明いたします。資料３８ページ議案と、３９ページ市長からの依頼分の写しをご覧ください。

まず３８ページの提案理由の欄をご覧ください。

提案理由でございますが、土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とし、薩摩川内市によって設立された特別法人であります。

土地開発公社の事業内容は、大きく、２つの事業に分かれ、一つ目は、公有地取得事業で、具体的には南九州西回り自動車道等になります。２つ目は、土地造成事業で、住宅用地販売事業と工業用地造成事業となっております。工業用地造成事業の具体的な事業は、川内港久見崎みらいゾーン開発事業、高城産業用地開発事業、瀬ノ岡用地開発事業等になります。

同公社の理事については、令和６年１２月１６日をもって任期満了になることから、同公社の理事の候補者１名を推薦する必要があります。

これが本案提出の理由です。

ここで、議案下段の表をご覧ください。委員の任期は令和６年１２月１６日までの２年間となっておりますが、現在の農業委員さん方の任期は、令和８年４月３０日までとなっております。

従いまして、今般推薦された委員さんは、令和８年４月末日で、一旦辞表のご提出を頂き、５月以降新しくご任命された委員さん方で改めて在任期間の任期までの委員の推薦を頂くこととなります。

参考までに現在の薩摩川内市土地開発公社の理事は、下茂正憲委員となっております。

以上で議案第２２３号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終了しました。

この案件については、運営委員会で協議しておりますので、その協議内容について報告してください。

梶原委員 １１月１４日開催の運営委員会において、これまで下茂正憲委員が土地開発公社の理事として活躍されていると共に、同公社の業務内容等に精通されていることから、下茂正憲委員を推薦することが協議されましたので、報告いたします。

以上で説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

事務局 (なしの声あり)

(なしの声あり)

西 代理 皆さん、ご起立下さい。
一同礼。ご着席ください。

【終了 1 5 : 3 0】